

平成21年2月4日
(事務連絡)

各自立支援医療費(精神通院)
関係医療機関 事務担当者 殿

鹿児島県障害福祉課
精神障害者係長

自立支援医療費(精神通院)の特例延長に伴う事務処理について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
かねてより自立支援医療費(精神通院)の事務処理につきましては、ご協力いただき誠にありがとうございます。
さて、障害者自立支援法に基づく自立支援医療(精神通院)の「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」に対する特例について、先般厚生労働省から延長される予定である旨連絡がありました。
つきましては、今後の事務を下記「1」により処理していただきますようお願いいたします。

記

- 1 「重度かつ継続に該当する一定所得以上の者」における経過的特例が、延長されることに関すること。
 - (1) 特例により現受給者証の認定終期が平成21年3月31日のもの。
 - 新たな受給者証を県が職権で発行します
 - ・ 期間は、当初(現在支給認定しているもの)の支給認定開始日から1年内の日が属する月の末日となる。
 - ・ このため、現在支給認定を受けている受給者証(認定期間が1年未満のもの)と一部期間が重複することになりますので、職権発行された受給者証を受けとったら現受給者証は受診者等において廃棄してください。
 - 例) 現受給者証 20/11/1 ~ 21/3/31 (5ヶ月) → 廃棄
 - 職権発行の受給者証 20/11/1 ~ 21/10/31 (1年) → こちらを所持
 - ・ この職権による受給者証の発行に関しては市町村への申請等の手続きは不要です。
 - ・ 特例延長に関する国の政省令の改正を待って発行するので、受診者等に届くのは3月中旬以降となる見込みです。
 - (2) 今後の申請について
 - ① 平成21年4月1日以降に新規または再認定の始期があるものについては、受診者等から申請があっても、政省令改正があるまでは市町村で保留扱いします。(改正後に市町村が県に申請を進達する。)
 - ② 平成21年3月31日までに認定始期があるものについては、通常どおり新規、再認定申請ができます。
(ただし、政省令改正まではとりあえず平成21年3月31日を終期として認定します。)
- 2 その他の連絡事項
 - (1) 自立支援医療(精神通院)の診断書の提出
「毎年提出」から「2年に1度の提出」に改正される予定ですが、詳細は未定です。詳細が判明しだい連絡しますが、平成22年度からの適用となるようですので、当面は従来どおりの取り扱いとしてください。
なお、このことは診断書に関してだけのことですので、再認定の申請はこれまでどおり毎年していただくこととなります。
 - (2) 自立支援医療(精神通院)及び精神保健福祉手帳のシステム化について
医療(精神通院)と精神保健福祉手帳の申請、発行事務を平成21年4月からシステム化します。
システム化の主な内容は、市町村と県とのメールでのデータ送受信ですが、申請者、医療機関等では、①申請様式等の変更 ②システムで出力した医療受給者証(これまでは本人手書きのものに公印押捺した受給者証)などの変更があります。
この詳細についても後日連絡します。